

バイホロン株式会社建設工事等入札心得（ 出場入札及び郵便入札 ）

（ 趣旨 ）

第 1 条 バイホロン株式会社が発注する建設工事等に関する契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、この心得（ 以下「心得」という。 ） の定めるところによるものとする。

（ 入札等 ）

第 2 条 入札参加者は、契約書案、心得、図面及び仕様書（ 以下「設計図書等」という。 ） 及び入札公告又は指名通知書を熟覧のうえ、入札しなければならない。

2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんのうえ、入札者の氏名、工事（ 委託 ）

名、入札（ 開札 ） 日及び「入札書在中」と記載して、所定の日時まで所定の場所に指定された方法で提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札に当たっては、入札価格の積算内訳書を提出しなければならない。

4 入札者は、一度提出した入札書等の提出書類を書替え、引換え、又は撤回をすることができない。

5 入札参加者は、代理人が入札するときはその委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

8 入札の執行を妨害した入札者には、退場を命ずることができる。

（ 入札の辞退 ）

第 3 条 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出る。

(1) 出場による競争入札の場合にあつては、入札執行前においては、入札辞退届を契約担当課に直接持参し、又は送付（ 入札日の前日（ 休日を除く。 ） までに到着するものに限る。 ） して行う。また、入札執行中においては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(2) 郵送により入札書を提出することを指定したとき（ 以下「郵便入札」という。 ） は、公告で示した入札書の到着期限までに入札辞退届を契約担当課に直接持参し、又は送付して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 指名競争入札を行う場合は、入札の辞退により、入札参加者が 1 人のときは、入札の執行を中止する。

(公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独禁法」という。) 等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第 5 条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行為をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げる恐れがあると認める場合には、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(無効の入札)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の日時まで所定の場所に到着しない入札

(4) 指定した方法以外で提出された入札

(5) 記名押印のない入札

(6) 入札金額を訂正した入札

(7) 入札書と積算内訳書の金額が異なる入札及び入札書の記載事項が不明瞭であり、意思表示が確認できない入札

(8) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札

(9) 同一人の同一事項に対する 2 通以上の入札

(10) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

(11) 予定価格を上回る価格を提示した入札

(12) 入札価格の積算内訳書を提出しない者のした入札

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第 7 条 開札は、指定した場所において、指定した時刻に、入札参加者立ち会いの上、行う。

(開札の立会い)

第 8 条 郵便入札の開札には、入札参加者 (その者に雇用されている者を含む。以下この条において同じ。) の中から、契約担当課があらかじめ選任した 2 者を立ち合わせ。

2 前項の場合に立会人が 2 者に満たないときは、入札事務に関係のない職員を立会人に充てる。

3 立会人は、開札終了後、結果を記した開札立会人確認書に署名しなければならない。

(第一順位の落札候補者の決定)

第 9 条 一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者 (以下「落札候補者」という。) のうち、最低の価格をもって入札を行った者を第一順位の落札候補者とする。

(落札者の決定)

第 1 0 条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者 (一般競争入札にあつては、第一順位の落札候補者が入札参加資格の要件を満たしているかどうかの審査 (第一順位の落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次に低い価格で入札した落札候補者を第一順位の落札候補者に繰り上げる。) により決定した者) を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき者が、落札決定の日までに入札に参加する資格の要件のいずれかを満たさなくなった場合は、当該落札者となるべき者のした入札は、効力を失う。

(同価の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 1 1 条 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、郵便入札による場合は、当該入札をした者について、契約を担当する課が指定する日時及び場所に参集を求め、くじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(分離・分割発注工事に係る落札者の決定)

第 1 2 条 分離・分割発注工事で、同一の者が複数の工事を重複して落札することを制限する入札における落札者の決定等は、次のとおりとする。

2 入札公告の番号及び指名通知に示す入札番号の順に開札を行い、落札者を決定する。ただし、調査基準価格を下回った入札で調査が必要な場合等 (入札の中止又は不調により落札者が決定しない場合を除く。) で落札者が直ちに決定しないときは、その入札の落札者が決定するまでの間は、その後の入札の落札者の決定を保留する。

3 落札者が共同企業体のときは、当該共同企業体の構成員及び当該企業体の構成員の全部又は一部を同じくする共同企業体は、その後の入札の落札者となることができない。

(契約書等の提出)

第 1 3 条 落札者は、落札決定の日から起算して 5 日以内 (建設工事においては 7 日以内。休日を除く。) に契約を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しない場合には、落札者としての権利を失う。
- 3 落札者が、落札決定後、契約締結までの間において、入札に参加する資格の要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(異議の申立)

第14条 入札者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。